

# 大型トラックの衝突事故（宮城県栗原市）

## 【事故概要】

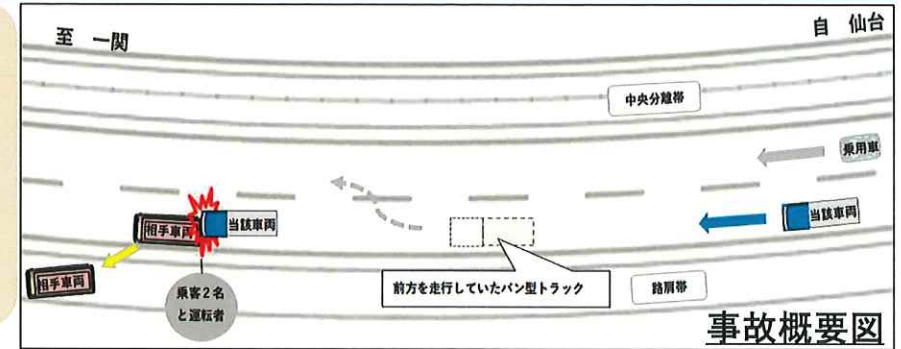
- 日時：令和5年5月16日 20時11分頃
- 概要：大型トラックが東北自動車道の第1車両通行帯を走行中、故障のため同通行帯に停車していた大型貸切バスと同バスの後方で故障対応していた運転者及び乗客2名に衝突した。この事故により大型貸切バスの運転者及び乗客2名が死亡し、大型トラックの運転者が重傷を負った。

## 【原因】

- 運転者
  - ・ 前方車両を追い越すため、右後方を併走する乗用車に**注意が集中し過ぎて前方不注視**。
  - ・ **長時間労働による疲労が注意力の低下**に影響。（トラック）
  - ・ **運転特性**（「判断動作のタイミングがかなり遅い」、「注意の配分が十分でない」）が、**右後方車両に注意が集中し過ぎの運転行動**に影響。（トラック）
  - ・ **警告灯点灯を放置**、また**緊急停車後の後続車に対する危険防止措置が不十分**。（バス）
- 事業者・運行管理者
  - ・ 疲労を蓄積させ、安全な運行の確保に悪影響を及ぼす**長時間労働を看過**。（トラック）
  - ・ 運転者個々の運転特性に配慮した**きめ細かな指導が不足**。（トラック）
  - ・ 高速道路上で緊急停車したときの適切な対応に関する**指導監督不十分**。（バス）

## 【再発防止策】

- 適切な労務管理の徹底
  - ・ **改善基準告示を厳守**し、運転者の疲労を蓄積させない**運行計画を作成**すること。（トラック）
  - ・ **行政から受けた改善指示**は、指示を受けた営業所にとどめず、**全営業所で共有**すること。（トラック）
- 運転者に対する指導監督の徹底
  - ・ 前方不注視の危険性を十分理解させ、**前方不注視につながる運転を行わないよう指導教育を徹底**すること。（トラック）
  - ・ **夜間の運行において生じる様々な危険**について、**危険予測訓練の手法を用いる**ことにより理解を深めさせ、常に前方や周囲の交通状況に気を配るよう**徹底**すること。（トラック）
  - ・ **車両が故障したときや緊急停車したときの適切な対応**に関する**指導を徹底**すること。（バス）



事故の要因



不適切な労務管理

# 大型貸切バスの横転事故（静岡県駿東郡小山町）

## 【事故概要】

- 日時：令和4年10月13日 11時50分頃
- 概要：大型貸切バスが乗客34名を乗せて、富士山須走口五合目から小山町須走地区へ至るふじあざみラインの、つづら折りの下り急勾配の道路を走行中、エンブレキの効きにくい高い変速段でフットブレーキを多用したことにより、**フェード現象が発生、制動力を失い**、約93km/hまで加速し、**事故地点のカーブを曲がり切れず、道路左側の法面に衝突・横転**した。この事故により、乗客1名が死亡し、9名が重傷、18名が軽傷を負った。

## 【原因】

- 運転者
  - ・ 乗客に乗り心地が良いと思ってもらえる運転を心がけ、**フットブレーキによるスムーズな減速を選択**。
  - ・ 大型貸切バスの運転経験年数が短い運転者にとって、**過去に経験のない急カーブと急勾配の連続**。
  - ・ **フェード現象に対する知識はあるが他人事**。フットブレーキを踏めばいつでも止まるといった誤認識。
- 事業者・運行管理者
  - ・ フットブレーキを多用するなど、運転者に係る**自己流の危険な運転特性を把握していない**。
  - ・ 初めての運行経路に不安を感じた運転者に、**潜む危険性を理解させる適切な指示をしていない**。
  - ・ フェード現象等、**経験しないと理解できない運転上の危険性**を理解させる指導が行われていない。

## 【再発防止策】

- 適切な指導監督
  - ・ 初任運転者に係る自己流の危険な運転を防止するための、**継続的な指導監督**を実施すること。
  - ・ 同僚運転者を含む事業者全体で**初任運転者を真のプロドライバーに育てる職場環境**を作ること。
  - ・ 実車運転指導では、令和6年国土交通省作成の「**貸切バスの実技指導の例**※」を参考にすること。
- 適切な運行管理
  - ・ 点呼は、運行管理者が原則対面で確実に実施し、**運転者が安全に運行ができるための必要な指示**を行い、運行後はその結果を確認すること。
  - ・ 経験のない経路を運行することの多い貸切バスでは、**運転者の過去の運転経験を踏まえ**、運行経路に潜む危険を理解させる適切な運行前指示を実施すること。

「貸切バスの実技指導の例」 ➔ ※ <https://www.youtube.com/watch?v=4uVEFeARSBA>



潜む危険を理解させる適切な指示

# 大型トラック・コンテナセミトレーラの衝突事故（徳島県小松島市）

## 【事故概要】

- ・日時：令和3年12月16日 7時37分頃
- ・概要：信号機が設置された十字路交差点において、大型トラック・トレーラが左折する際、左折方向の横断歩道を青信号に従って横断していた小学生に衝突し、トレーラで轢過。この事故により、小学生が死亡した。

## 【原因】

### ○運転者

- ・横断歩道の手前で一時停止または徐行するなどして横断歩道周辺の交通状況を十分に確認しないまま左折進行。

### ○事業者・運行管理者

- ・指導・監督指針に基づく運転者に対する教育が不十分。
- ・死角範囲や内輪差といった車両の特性等に合わせた安全運転の確保は運転者の経験任せ

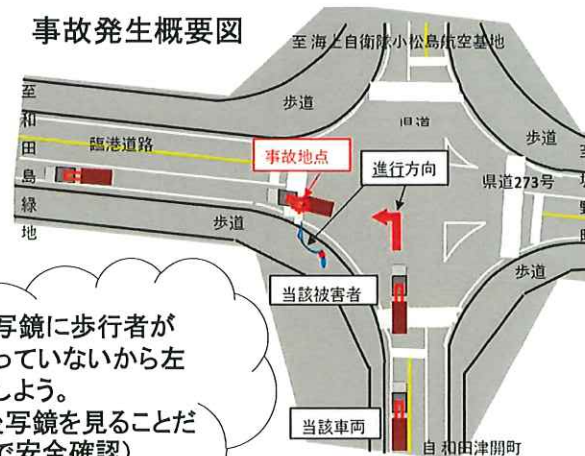
## 【再発防止策】

- 特に左折時に歩行者等を見かけたときは、その動静に細心の注意を払いつつ、横断歩道手前で必ず一時停止して、安全を十分確認した上で進行。

### →運転者

- 指導・監督指針に基づき、運行の安全を確保するために必要な教育を定期的に実施するなど、適切な運行管理を徹底。→事業者
- 死角範囲や内輪差といった車両の特性等を踏まえた安全確認の方法や運転操作に対する指導の徹底。→事業者・運行管理者

事故発生概要図



後写鏡に歩行者が映っていないから左折しよう。  
(後写鏡を見ることだけで安全確認)

歩行者よりも先に左折してしまう。(一時停止を怠る)



- ・一般的な指導及び監督12項目
- ・大型車両の死角範囲、内輪差
- ・大型車両の特性を踏まえた安全確認方法
- ・横断歩道手前での一時的停止

